

(平成23年7月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

国民年金 事案 283 (事案 33 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 10 月から 49 年 3 月までの期間、55 年 7 月から 56 年 3 月までの期間、同年 10 月から 59 年 3 月までの期間及び 62 年 1 月から平成 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 55 年 7 月から 56 年 3 月まで
③ 昭和 56 年 10 月から 59 年 3 月まで
④ 昭和 62 年 1 月から平成 3 年 3 月まで

私が支払った国民年金保険料は、新聞に載っていたように集金担当職員が横領・着服したに違いないので、新たな資料として新聞の記事を添付する。

また、平成元年から 12 年までの確定申告書の控えがあったので提出する。私の計算では、元年から 4 年末までに 51 万 6,000 円、その後 5 年末までに 56 万円 (累計)、6 年末までに約 67 万 9,000 円 (累計)、それに平成 12 年の 6 万 9,000 円を併せた額を保険料として納めているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が、保険料を納付した際に集金人から受領した納付月や金額が記載された書面を自ら書き写したと主張する 3 枚のメモは、時効により納付できない過去の期間、国民年金の保険料を納付できない厚生年金加入期間及び納付できない将来の期間の保険料が納付されたこととなっているなど、不合理な点多々あると言わざるを得ないこと、ii) 保険料納付のために出金したと主張する預金通帳も、出金額は 5 万円単位で、金額自体からは保険料納付に充当されたとは推認できない上、預金通帳には、保険料の納付先たる社会保険事務所 (当時) の名称であると申立人が主張する記載があるものの、その一部につき、当時は社会保険事務所が存在しなかった市の名称が記載されていること、iii) 申立期間の回数は 4 回、申立期間は合計 14 年と長期間に及んでいる上、申立人には申立期間以外にも 10 年以上の未納期間があり、その妻に

も 14 年以上の未納期間があること、iv) 申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 19 年 8 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、新たな資料として社会保険庁（当時）等職員による横領等事案調査結果が公表された件に関する新聞記事を提出し、当該記事にあるように、当時申立人が集金担当した職員に支払ったとする申立期間の保険料が横領された可能性を主張している。しかし、当該記事は、A 社会保険事務所（当時）において、昭和 42 年 9 月下旬頃から 43 年 4 月中旬までの間に横領等事案が発生したものであるところ、申立ての対象となる納付時期は平成元年から 4 年末まで及びそれ以降であり、上記横領等とは期間が大幅に異なっている上、この横領等事案は、郵政官署から返送されてきた傷病手当金の国庫金通知書を窃取し、金融機関で現金化したものを詐取したものであって、申立てのような国民年金保険料の納付とは関係がなく、そのほかに、申立人の保険料が横領等されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人から提出された確定申告書の控えのうち、平成元年から 11 年までの分は、社会保険料控除額の内訳の記載が無く、納付したとする国民年金保険料に相当する金額は確認できず、当該確定申告書の控えから保険料の納付を認めることはできない上、申立人は国民健康保険税を納めて国民年金保険料も納付したと主張しているが、国民健康保険税の年額を試算するとほとんどの時期が、確定申告書の控えに記載されている社会保険料控除額を超えており、この金額に申立期間の国民年金保険料が含まれているとは考え難い。

さらに、申立人は平成元年から 4 年末までに 51 万 6,000 円、その後 5 年末までに 56 万円（累計）、6 年末までに約 67 万 9,000 円（累計）、平成 12 年に 6 万 9,000 円を納付していると主張しているが、前回の申立て時に納付したとする時期や金額等から変遷がみられる上、オンライン記録では、申立期間後の 3 年 4 月からの保険料も未納となっており、申立内容にも不合理な点がみられる。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

国民年金 事案 284（事案 110 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 51 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 51 年 2 月まで

先の申立ては、平成 19 年 11 月 13 日付けで記録訂正は認められないとの通知を受けた。しかしながら、私は、前回提出した申立期間後に納付した領収書に記載されている国民年金手帳記号番号にて、申立期間の保険料を納付している。第三者委員会は、前回、きちんと調べていないのではないか。当該番号を調査してほしい。

また、当該通知後に気が付いたことであるが、年金手帳の国民年金の記録（1）に記載されている被保険者となった日は、区役所の担当者が、私が納付した後、納付した証拠として記載しており、申立期間は納付しているはずであることから、再度申立てをする。

なお、前回申立ての繰り返しになるが、大金である申立期間の保険料を区役所の担当者に納付させられたことをはっきり覚えている。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、昭和 58 年に申立期間である約 10 年間の未納分を一括納付したと主張するが、当時は、申立期間の保険料を納付することは時効によりできず、また、特例納付できる時期でもなかったこと、ii) 申立人は、納付金額を一切記憶していないなど納付状況が不明確である上、申立人には申立期間のほかにも 2 回の未加入期間があること、iii) 申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 19 年 11 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回提出した申立期間後に納付した領収書に記載されている国民年金手帳記号番号による納付の調査をしてほしいと主張しているため、当該国民年金手帳記号番号（既に申立人の基礎年金番号に統合されている。）による納付について再度調査を行ったものの、申立期間は、オンライン記録により未納となっていることが確認できる。

また、申立人が、納付した証拠であると主張する年金手帳の国民年金の記録（1）に記載されている被保険者となった日は、国民年金の被保険者資格を取得した日であり、納付した証拠を記載したものではない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生年金 事案 4895(事案 1770、4857 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和43年9月6日から44年1月1日までの厚生年金保険被保険者記録について、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月9日から43年9月6日まで
② 昭和43年9月6日から44年1月1日まで

申立期間①及び②に係る脱退手当金は受け取っていない。受取方法が直接社会保険事務所(当時)に出向くということになっていたのであれば、絶対に出向いたことは無い。新たな事情は無いが納得できないので再度申立てをする。

また、A社の厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和44年1月1日となっているのは明らかな誤りである。流産の経験があった上、妊娠6か月でつわりがひどく長引いたため通勤困難であり、43年9月に辞めたので、資格喪失日は同年9月が正しいとして、同年9月13日に発行された母子手帳の写しを提出したが、年金記録の訂正は認められなかった。

今回新たな資料は無いが、資格喪失日が昭和44年1月1日というのは誤った記録であり、気分がとても悪いので訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②の脱退手当金に係る申立てについては、申立人の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和44年3月3日に支給決定されているなど、一連の事

務処理に不自然さはないこと、申立人は、申立期間前の5年間の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立期間前は脱退手当金を受給しながら、申立期間については受給していないとする理由も明確ではないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、母子健康手帳の写しを新たな事情を示すものとして提出しているが、先の申立ての審議においても当該事情を考慮した審議は行われていることから、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年4月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金を受給していないので、再度申立てをするとしているが、新たな事情や資料の提出も無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

- 2 申立期間②の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る申立てについては、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の一人が、申立人の退職時期は昭和43年9月頃ではないかと思う旨供述しているものの、i) 事業所別被保険者名簿には、申立人の資格喪失日が44年1月1日と記載されており、申立人に係る雇用保険の被保険者記録には、当該事業所での離職日が43年12月31日と記載されており、これらの記録の内容には整合性があり、社会保険事務所と公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いこと、ii) 上記同僚は、当時の事務手続に関し、申立人が退職してから雇用保険の離職票を交付するまでに時間を要した記憶は無いと供述しており、申立人の離職日が同年12月31日と記録されていることから考えると、申立人の退職に伴う雇用保険の手続がされたのは、この頃であったと推測されることから、申立人の当該事業所における勤務は43年9月頃までであった可能性が認められるものの、事業主が申立人の当該事業所における退職時期を定め、その処理を実際に行ったのは同年12月以降であった結果、44年1月7日に申立人の資格喪失日を同年1月1日として届け出たものと認められ、ほかにこれに反する特段の事情は見

当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 4 月 28 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料は無いとしているものの、前回申立て時に名前を挙げていなかった同僚二人を新たに挙げている。

しかしながら、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿において、当該同僚はいずれも申立期間前に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる上、二人のうち一人は連絡先不明であり、残る一人に照会したものの、自身は申立人より早く退職しているため申立人の退職時期については分からないとの回答であり、申立人の退職時期について確認することができない上、申立人は、当時当該事業所の健康保険被保険者証について返納した記憶も無く、切替えの手続を行った記憶も無いと供述している。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立期間②について、申立人の厚生年金保険被保険者記録を訂正する必要は認められない。

厚生年金 事案 4896 (事案 2095 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年11月1日から32年10月25日まで
② 昭和33年1月23日から35年11月8日まで

年金の受給手続をした平成11年には気付かなかったが、19年に自分の年金記録を調査したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。しかしながら、私は脱退手当金を受け取った記憶は無い。新たに思い出したことは無く、申立内容は前回と変わりはないが、通知の回答には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後計10ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年11月の前後2年以内に資格喪失した者28名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、22名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち18名が資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の36年1月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、通知の回答では納得できないとして、再申立てを行っているが、その申立内容は、前回の申立内容と同様であり、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 4897 (事案 1759 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月 8 日から 40 年 1 月 1 日まで
② 昭和 45 年 9 月 25 日から 47 年 7 月 2 日まで

最初に勤めた会社では、退職後必死に次の就職先を探したので、脱退手当金を請求するはずはない。

また、次に勤務した会社では在職中に脱退手当金を請求したことを思い出した。当時、同僚の男性に脱退手当金の請求書を持ってきてもらい、同僚の女性につきあってもらって社会保険事務所(当時)で手続をした記憶がある。したがって申立期間②は請求できるはずはないので、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るもの(1回目)と申立人が受給を認めている期間及び申立期間②に係るもの(2回目)の2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるということは考え難いこと、ii) 申立期間①については、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年1月の前後2年以内に資格喪失した者10名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、全員について脱退手当金の支給記録が確認でき、資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、iii) 申立期間②については、社会保険庁(当時)の記録上、申立人が受給を認めている期間及び申立期間②

は合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、申立人が受給を認めている期間について申立人は長男の出産に際して受給したと主張しており、長男の出生が47年*月で、脱退手当金の支給決定は同年11月とおおむね支給時期は一致する上、支給決定されている記録上の支給額と申立人が受給したとする額もおおむね一致するなど、申立人から聴取しても、申立期間②を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらないこと、iv) いずれの申立期間とも、申立人の被保険者名簿には脱退手当金を支給した旨が記載されている上、厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の40年3月3日及び約4か月後の47年11月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに申立人が脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求するはずはなく、納得できないとして再申立てをしており、申立期間②に係る新たな事情として、申立期間②の直前に勤務していた会社に在職中、当時の同僚に手伝ってもらって脱退手当金を請求したので申立期間②の脱退手当金をもらっているはずはないと主張しているところ、連絡がとれた当時の同僚は申立人を覚えていたものの、申立人から脱退手当金の手続などに関して依頼された記憶は無いとしており、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は得られず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。